

19 暮らしの安心・安全確保プロジェクト

概要

食や消費生活の安心・安全を確保するとともに、実社会はもとよりサイバー空間も含めて犯罪・暴力や事故を防止、検挙する取組を推進し、同時に被害者等の支援の充実を図ることで、県民が安心・安全に暮らせる生活を実現します

重点策

- 64 食や消費生活の安心・安全の確保
- 65 犯罪や暴力から県民を守る対策の推進
- 66 地域に密着した安全・安心活動の推進
- 67 交通事故から県民を守る対策の推進
- 68 サイバー空間における安心・安全の確保
- 69 社会の変化に対応した捜査力の強化

(1) 成果指標の状況・県民実感度調査の結果

成果指標	進捗状況	指標数	主な指標		
	★★★★★ (目標を達成)				
★★★★ (計画を上回る)		2	交通事故重傷者数 等		
★★★ (ほぼ計画どおり)		1	消費者安全確保地域協議会の設置市町数		
★★ (計画を下回る)					
★ (計画から大幅に遅れ)		2	うそ電話詐欺の被害件数(年間) 等		
県民実感度調査 (%)	調査項目		そう思う	どちらともいえない	そう思わない
	食品関係施設への監視指導や消費生活センターにおける相談など、食や消費生活の安心・安全の確保に向けた対策が進んでいる		37.0	42.0	21.0
安全で安心して暮らせる社会づくりに向けて、犯罪や交通事故の防止に向けた対策が進んでいる		42.0	30.9	27.1	

(2) 主な取組と成果

主な取組と成果

- 「やまぐち安心飲食店認証制度」に基づき、県民が安心して飲食店を利用できる環境づくりを推進。やまぐち安心飲食店認証店舗数：6,154 店舗 (R4 年度末)
- HACCP に沿った衛生管理の定着に向けた研修教材の公開やフォローアップ講習会の開催、食品表示の適正化に向けた表示適正事業所の認定取得を促進。講習会の開催：4 回 (R4 年度)
- 県民の消費生活における安心・安全を確保するため、相談機能の充実・強化を図るとともに、市町における地域見守りネットワークとしての**消費者安全確保地域協議会の設置を促進。11 市 (R3 年度) → 13 市 (R4 年度)**
- 地域コミュニティ防犯力促進会議を開催し、県民の自主防犯力の強化を推進。開催地：下関市 (R4 年度)
- 県内各地でセーフティライフセミナー (出前講座) を実施し、地域の防犯意識高揚を推進。実施状況：33 回・922 人 (R3 年度) → 43 回・1,631 人 (R4 年度)
- うそ電話詐欺被害防止に向け、コールセンター (山口県警察が委託する電話対応を専門に行う業者) による注意喚起架電や事業者等と連携した広報啓発、金融機関やコンビニエンスストアと連携した水際対策、高齢者宅の戸別訪問等を推進。金融機関やコンビニエンスストアによるう

そ電話詐欺未然防止件数は、98 件（R3 年）→129 件（R4 年）と 31 件増加

- 中・高校生と協働で非行防止や犯罪被害防止に関する体験型の V R 動画教材を制作し、生徒が主体となった効果的な被害防止教室を展開するなど、I C T を活用した少年の被害防止対策等の推進。V R 動画を制作した学校にとどまらず、他校でも活用して被害防止教室を展開し、生徒一人一人の更なる防犯意識を高揚
- 犯罪被害者等支援条例未制定の市町に対する条例制定に向けた働きかけの推進。制定状況：2 市 4 町(R3 年度)→4 市 4 町(R4 年度)
- **転居費用助成金制度**により、犯罪等により従前の住居から転居を余儀なくされた犯罪被害者等の経済的負担を軽減。助成実績：3 件・約 38 万円(R4 年度)
- 巡回連絡や交番・駐在所連絡協議会を通じて積極的に要望を把握し、各種警察活動や地域住民、関係機関等と連携した問題解決活動を推進
- 中山間地域の駐在所の運用やパトカーの弾力的運用により、トータルリスボンスタイムを短縮
- 防府警察署建設に向けた設計業務に着手（R4～R6 年度）し、依山駐在所を建替整備
- 女性警察官の採用拡大を受け、警察本部に新たに女性の術科訓練指導員を配置し、女性の特質に応じたきめ細やかな指導を行い、警察官の術科訓練体制を強化
- ロールプレイング形式で行う「実戦的総合訓練」を実施し、若手警察官の早期戦力化や幹部の指揮能力向上など、現場対応力を強化
- 信号機のない横断歩道において、歩行者の安全確保及び運転者による歩行者優先意識の高揚を図る取組である**横断歩道ハンドサイン運動**を強力に推進。信号機のない横断歩道における車の一時停止率（J A F 調査）31%（R3 年）→52.9%（R4 年）
- 良好な自転車交通秩序を実現するため、**山口県警察自転車等総合対策検討委員会**を設置し、自転車等対策を効果的かつ強力に推進するための協議・検討を実施したところ、令和 4 年中の県内における自転車事故の発生件数・負傷者数が前年と比較して若干減少。
- 交通安全山口県対策協議会構成機関・団体と連携しながら、各季の**交通安全運動**や**高齢者の交通事故防止県民運動**を実施し、子どもや高齢者の交通事故防止を推進。交通事故死者数は、統計が残る昭和 26 年以降**最小の 31 名に減少：34 人(R3 年)→31 人(R4 年)**
- おもてなし交通安全県民運動、スピードダウン県民運動、反射材・ハイビーム活用促進県民運動を実施し、交通安全意識と交通マナーを向上
- 県民の防犯意識の高揚を図るため、産学官民のネットワークを活用し、最新のサイバー犯罪情報やセキュリティ情報をタイムリーに情報発信。サイバーセキュリティパートナーシップだよりの発信件数 20 件（R3 年）→27 件（R4 年）
- 損害保険会社と連携し、同社が実施する中小企業を対象としたセミナーにおいて、サイバーセキュリティ講習を実施。実施回数 1 回（R3 年）→4 回（R4 年）
- 捜査支援用画像解析ソフトウェアの導入や捜査支援用ドローン、3 D 顔画像鑑定装置、映像解

析システム、似顔絵作成システムなどの活用により、捜査のデジタル化・高度化・科学化を推進

- 先端技術や科学技術の導入と、従来型の捜査手法とを融合させた地道な捜査活動、証拠収集活動により、殺人や強盗等の**重要犯罪の検挙率は毎年 100%前後**と極めて高い水準を維持

(3) 課題と今後の展開方向

課題と今後の展開方向

- 新型コロナウイルス感染症対応で培った飲食店における感染防止対策のノウハウを引き継ぎ、安心して利用できる環境づくりを推進していく必要がある。
- 事業者自ら実施する衛生管理の充実や食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進が必要であり、きめ細かな監視指導や普及啓発により、法令や制度等の周知徹底を図る。
- 消費者被害の更なる防止対策を進めるため、消費者安全確保地域協議会等による地域見守り活動等を一層強化することが必要である。
- 刑法犯認知件数は、令和4年末で20年連続減少したが、うそ電話詐欺は100件を超える被害が続いているため、コールセンターによる注意喚起架電、音声同報システムによる金融機関等に対する情報提供等の実施、金融機関やコンビニエンスストア等における声掛けと通報等による未然防止対策の推進、関係機関やボランティア等との連携による広報啓発活動の取組の強化、NTT西日本の無料化サービスの周知等の高齢者が被害に遭わない環境を構築するための対策の推進が必要となる。
- 最新の県内の犯罪情勢に応じた動画を制作し、県内全域の防犯意識を高揚させるため、オンラインによる被害防止教室の開催や家庭でも体験できるYouTubeなどの動画共有サービスへの投稿等により、一層効果的な非行防止及び犯罪被害防止対策の推進が必要である。
- 犯罪被害者等の権利利益の保護及び県民が安心して暮らすことが出来る地域社会の実現に向けた取組の推進が必要である。
- 犯罪被害者支援条例未制定の市町に対する継続的な条例制定の働きかけを推進していくことが必要である。
- 地域住民からの意見・要望の把握活動、地域が抱える問題の解決活動への取組を強化し、地域住民の体感治安の更なる向上を図っていく必要がある。
- 迅速かつ的確な初動警察活動を支える通信指令機能の強化に向けた取組を継続する必要がある。
- 警察署の集中的な建替整備に向け、周南警察署建替整備の早期事業化を図る必要がある。
- 関係機関・団体との連携を継続し、県民の交通安全意識と交通マナーの更なる向上を目的とした取組を推進する必要がある。
- 横断歩道上における悲惨な交通事故が未だに後を絶たない状況にあるため、横断歩道ハンドサイン運動の推進、可搬式オービス等による交通指導取締り等、横断歩道や通学路等の安全対策の継続が必要である。

- ヘルメット未着用の自転車交通死亡事故が発生していることから、自転車利用者のヘルメット着用の促進に関する取組を強力に推進する必要がある。
- 自転車の安全利用を促進するため、自転車の安全・適正な利用に関する条例の策定や、損害賠償責任保険等の加入に向けた広報・啓発の推進が必要である。
- 全国的にランサムウェアの感染被害が拡大していることから、企業のセキュリティ意識や対処能力の向上を図るため、産学官民のネットワークを活用したタイムリーな情報発信や損害保険会社と連携した中小企業を対象とするサイバーセキュリティ講習の更なる推進が必要である。
- デジタルネイティブ世代の増加に伴う、サイバー犯罪被害者の低年齢化やネット空間における誹謗中傷事案、架空料金請求詐欺等が発生しているため、被害者にも加害者にもならないための広報啓発活動を推進していく必要がある。
- デジタルツール（デジタル技術を用いた手段）を使った匿名性の高い犯罪の増加や、裁判実務における映像・画像等を含めた客観証拠の重要性が増す中、被疑者を迅速に手配・検挙するためには、より一層の捜査のデジタル化・高度化・科学化の推進が求められており、更なる各種捜査支援システム・資機材の整備や捜査支援分析体制の充実強化が必要である。
- 「刑事手続のIT化」への対応が必要である。

(参考) 令和5年度の主な新規・拡充取組

【警察施設照明LED化改修事業】

警察施設の脱炭素化を推進するため、令和7年度までの3か年で警察本部庁舎や警察署等の照明LED化を実施

【警察署の浸水防止対策】

浸水被害が想定される警察署について、発電機設備の改修や止水板設置等の対策工事を実施

【サイバー犯罪対策課の新設】

警察本部生活安全部にサイバー犯罪対策課を新設し、同課を中核としてサイバー犯罪やサイバー攻撃に対処するために必要な人材の育成や資機材の導入に取り組むとともに、県民の防犯機運を高揚するための各種施策を推進

【捜査支援分析課の新設】

警察本部刑事部に捜査支援分析課を新設し、県下6警察署に犯罪捜査支援担当の専従捜査員を配置するなど捜査支援分析体制を充実強化